

令和3年度 第1回水と緑の森づくり会議

とき 令和3年7月26日（月）
13:30-15:30

場所 島根県緑化センター
現地（松江市宍道町）

1. あいさつ

2. 議題

（1）島根県の森林と林業・木材産業について

資料1

（2）水と緑の森づくり事業の制度概要

資料2

（3）県民参加の森づくり事業について

資料3

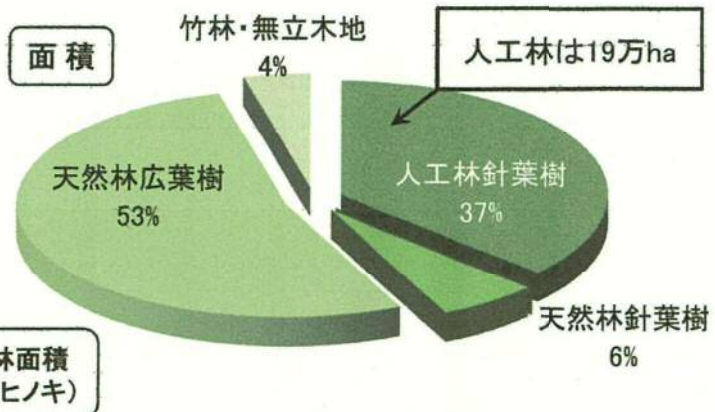
（4）緑化センターについて（見学含む）

資料4

島根県の森林面積(民有林)

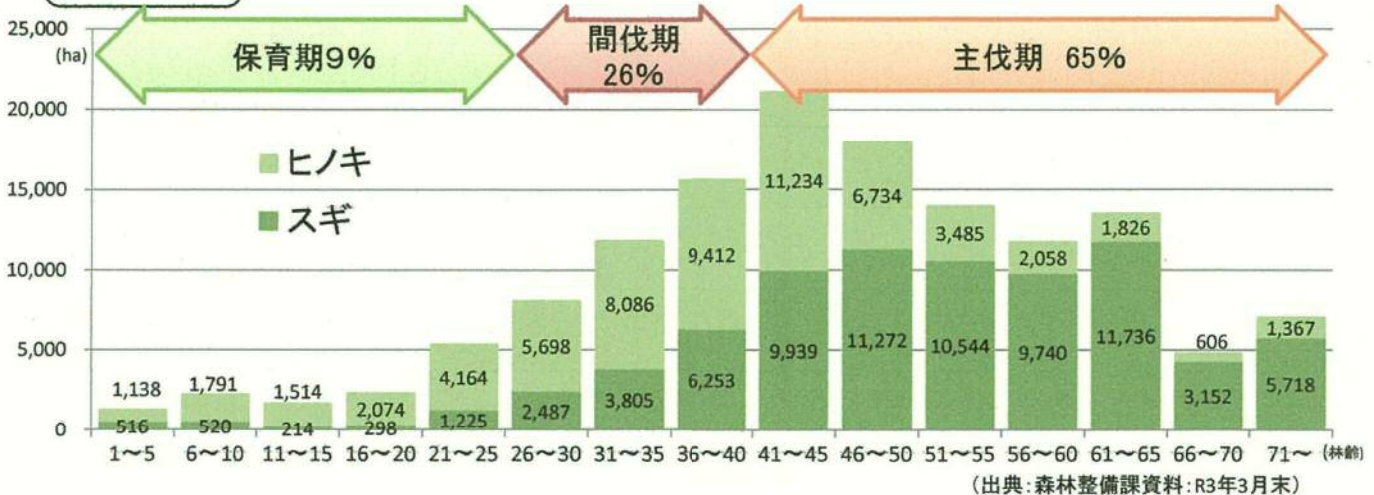
資料1

①



森林率は78%で
全国第4位

- 総面積 67万ha
- 森林面積 52万ha (うち民有林は49万ha)



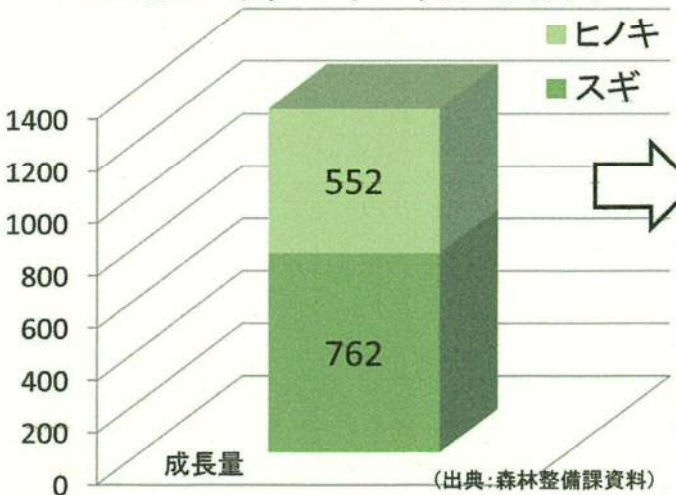
森林資源の蓄積

②

○森林資源の蓄積量1億5千万 m^3 〔154,464千 m^3 〕のうち、人工林スギ・ヒノキの蓄積量は8千万 m^3 〔81,582千 m^3 〕(R3.3月末)

○人工林スギ・ヒノキの面積のうち、一般的に伐採が可能な41年生以上の割合はR2年度では65%であるが、このまま推移すると10年後には84%までに拡大し、利用可能な資源が大幅に増加する。

人工林スギ・ヒノキの年間成長量は
131万 m^3 〔1,314千 m^3 〕(R3年3月末)



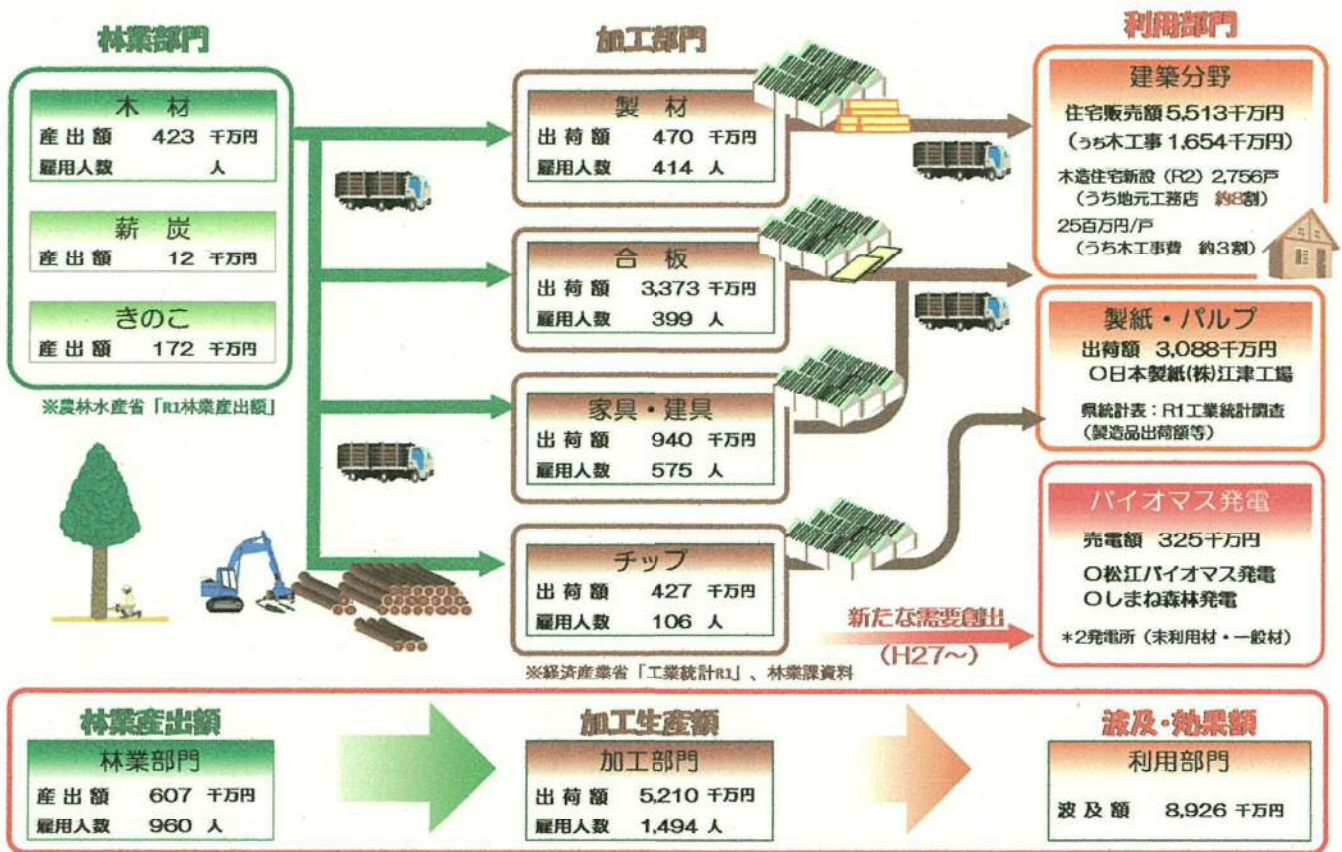
■一般的な木造住宅に使用される木材に換算すると

島根県の年間新築木造住宅の約8.2倍に当たる
約22,500戸分

(注)原木歩留まり0.855、製品歩留まり0.5
1棟あたり25 m^3 使用で換算

森林・林業・木材産業関連産出額

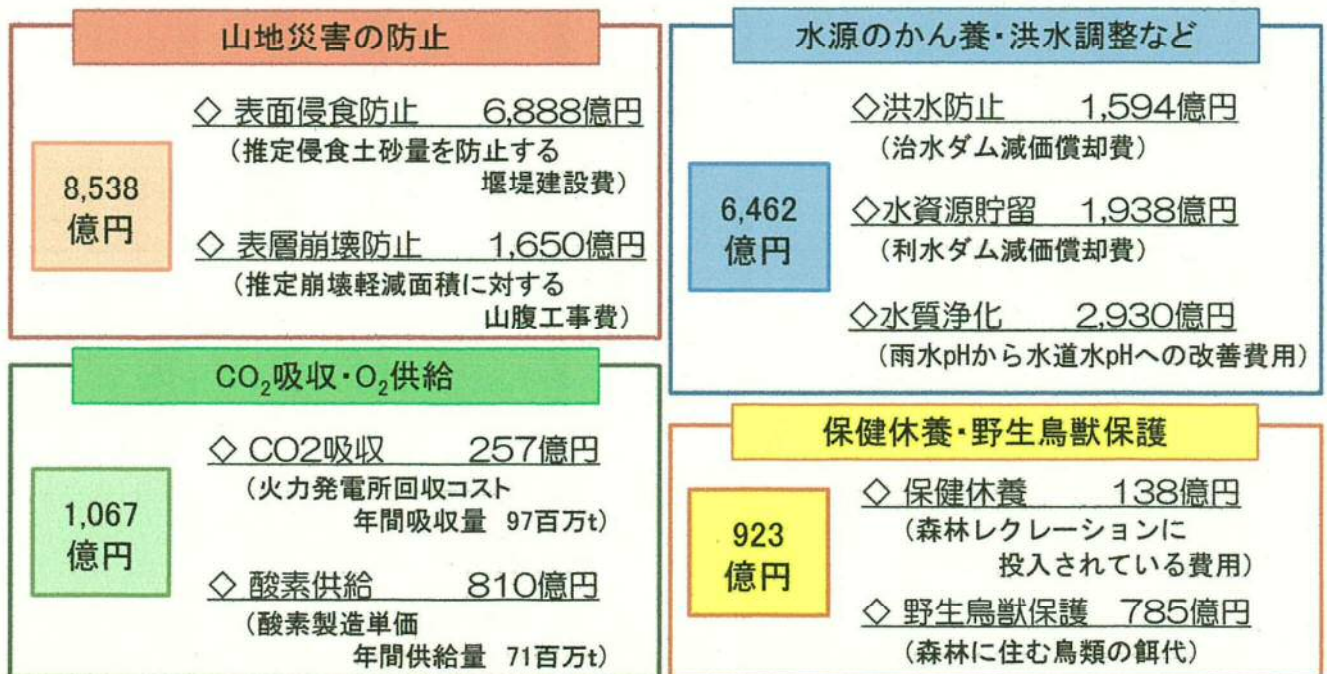
③



森林の公益的機能評価額

④

- ・水源のかん養、山地災害の防止、地球環境の保全など 森林は様々な公益的機能を有している。
- ・林野庁評価手法による評価額は、全国で75兆円/年、うち 島根県の公益的機能評価額は 1兆7千億円/年と算出されている。



島根県農林水産基本計画【林業】の概要

島根県の森林と林業・木材産業の将来ビジョン・基本目標

島根県の森林と林業・木材産業では、令和12年に原木生産量80万m³を達成することを目標にしています。
 この目標は県内需要と健全な林業経営に必要な生産量であり、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の実現によって産業発展と環境保全の両立を目指します。



島根県は原木生産量80万m³達成に向け 重点推進事項(6項目:①~⑥)の対策を推進

<島根県農林水産基本計画(R2(2020) - R6(2024))>

重点推進事項

重点推進事項			計画期間の目標 (R2~6年度)	将来ビジョン
1. 林業のコスト低減 原木生産と再造林の低コスト化により、林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを、従来の作業モデルから15%以上低減させます。 ① 原木生産の低コスト化 (原木生産コスト 5%以上ダウン) 【主な対策】 ■ 循環型林業拠点団地を70団地設定 ■ 林業専用道を毎年20km程度整備 ■ 林業事業者の実態に応じた高性能林業機械の導入 ② 再造林の低コスト化 (再造林コスト 18%以上ダウン) 【主な対策】 ■ 伐採者と造林者が連携した一貫作業の100%実施 ■ コンテナ苗の得苗率向上による低コスト化 ■ 低密度植栽(2,000本/ha)の普及拡大	2. 原木が高値で取引される環境整備 製材用原木の需要増と林業事業者の供給体制の整備により、県内原木生産のうち製材用として取引される割合を現状の12%から17%以上に増加させます。 ③ 製材用原木の需要拡大と安定供給 (製材工場新設) 【主な対策】 ■ 原木需要拡大のための製材工場の新設 ■ 原木供給~木材加工が合理的に結びついたウッドコンビナートの形成	3. 林業就業者の確保 原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通して、林業就業者を現状の953人から1,072人に増加させます。 ⑤ 新規林業就業者の確保 (就業者 80人/年以上) 【主な対策】 ■ 高校生への体験実習などによる林業教育の充実 ■ 農林大卒業生を毎年20人以上輩出 ■ 農林大に1年コースを新設	令和12年(2030年)	原木生産量 80万m ³
④ 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大 (出荷割合 50%以上) 【主な対策】 ■ 県産木材を積極的に使用する工務店及び建築士の認定と支援制度の創設 ■ 県外需要者と県内製材業者のマッチングの強化	⑥ 林業就業者の定着強化 (5年定着率 70%以上) 【主な対策】 ■ 島根林業魅力向上プログラムによる労働条件・就労環境改善 ■ 専門家による事業者の経営改善指導 ■ しまね林業士制度を活用したキャリアアップシステム導入促進		令和6年(2024年)	原木生産量 71.4万m ³

人工林の施業・収穫

~収穫するまで長い年月がかかる~

初年: 植栽

~5年: 下刈

10年~: 枝打

15年~: 間伐

41年~: 収穫

※標準的な施業の年齢

・収穫まで健全に育つ性質の良い苗木
 ・様々な技能を有する人材の確保が必要

水と緑の森づくり事業の概要

～みず・みどり みまもりはぐくむ 森が好き～

I はじめに

島根県は、県民共有の財産である水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、平成 17 年度に「島根県水と緑の森づくり税条例」を制定しました。

この税を財源として、荒廃した森林の再生を図るとともに、県民のアイデアと参加により、新たな森づくりの取り組みを行い、県民主体の森づくりが将来にわたり続いていくことを目指して「水と緑の森づくり事業」を展開しています。

II 島根県の森林の現状

1 島根県の森林面積

島根県は、県土の総面積 67 万 1 千 ha のうちの 52 万 4 千 ha が森林であり、その割合（森林率）は、78%と全国第 4 位の緑豊かな森林県です。そのうち民有林は 49 万 2 千 ha あり、その 37.6%にあたる 18 万 5 千 ha は、人工林（スギ、ヒノキ、マツ）で、植栽後 46～50 年生をピークとした山形となっています。

2 荒廃森林の状況

民有林 49 万 2 千 ha のうち、荒廃した森林が 11 万 8 千 ha あると推計され、これは民有林面積の約 24%に相当します。

こうした森林は森林所有者の高齢化、不在村化による経営意欲の減退によるものと思われ、災害等の誘発が懸念されるので、適切な手入れが必要です。

III 現行制度の概要と実績

1 制度の概要

水森税収は、「島根県水と緑の森づくり基金条例」により基金として積み立て、島根県が行う水森事業に充てています。

○課税方式・税率：県民税均等割の超過課税

個人の均等割：500 円/年、法人の均等割：5%/年

○期 間：第 1 期対策 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日（5 年間）

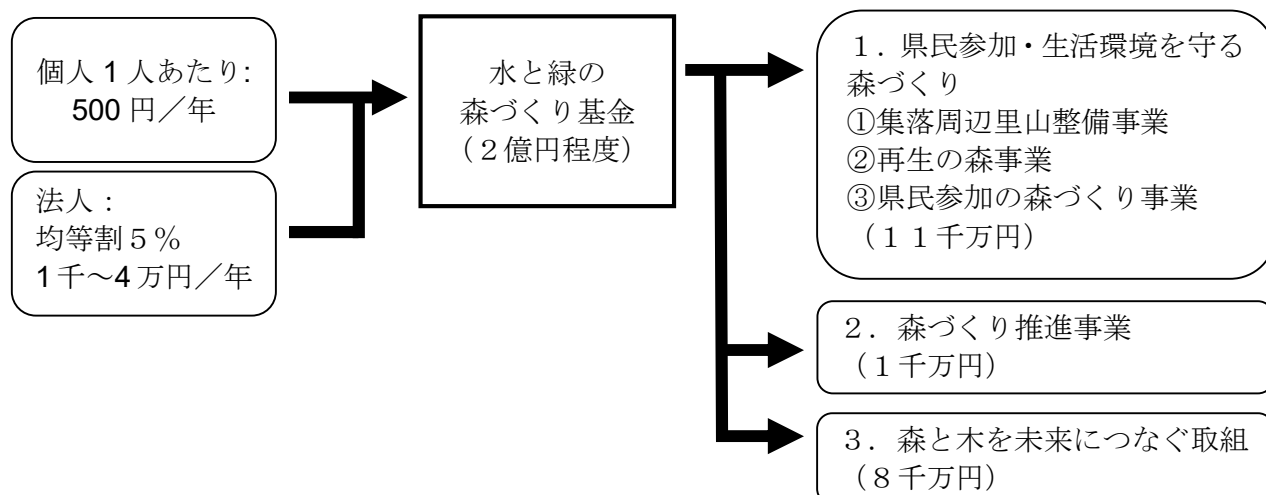
第 2 期対策 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年間）

第 3 期対策 平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（5 年間）

第 4 期対策 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

○税収額：およそ 2 億円/年

水と緑の森づくり税の仕組み



2 県民参加・生活環境を守る森づくり

(1) 集落周辺里山整備事業

緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、集落住民と森林の専門家により集落周辺の里山を点検し、里山林の荒廃状況に応じた森林整備を行います。

◇助成対象 (一社)島根県森林協会

◇実施主体 集落住民

◇交付率 定額

■実績

事業を開始した令和2年度には、県内5集落の里山林において不要木の伐採、竹の伐採・搬出を行いました。

(2) 再生の森事業

公益的機能を有し、10年以上間伐等の森林整備が行われていない植栽後36年生以上の森林において不要木の伐採などを行い、荒廃した森林を再生させます。

■実績

主なメニューとなる不要木伐採は、第1期で3,563ha、第2期で3,635ha、第3期で2,937haの荒廃林において施業を行いました。

再生の森事業の実績 (ha)

	H17	H18	H19	H20	H21	1期計	H22	H23	H24	H25	H26	2期計
不要木伐採	214	314	900	1,291	843	3,563	749	756	706	708	715	3,635
広葉樹植栽	6	25	47	32	23	133	0	0	0	0	0	1
侵入竹林伐採	-	-	15	18	9	42	0	0	2	0	2	4
竹林伐採	-	-	-	-	-	-	1	3	4	6	3	17

	H27	H28	H29	H30	R1	3期計	R2
不要木伐採	653	569	619	572	524	2,937	375
広葉樹植栽	0	0	0	0	0	0	0
侵入竹林伐採	5	3	2	1	1	12	2
竹林伐採	10	17	9	5	3	44	5



再生の森事業により
再生した森林
(隠岐の島町)

(3) 県民参加の森づくり事業 (平成17年度～令和元年度：みーもの森づくり事業)

県民自らが企画・立案した森づくりのための植栽活動や県産木材を使う取り組み、森林環境学習活動を支援します。

○森を保全する取組 緑豊かな森と身近な森を再生するための取組

(森林内の植林、下草刈り、枝落し、森林公園や自然公園周辺の整備、森林教室、樹木実習 など)

○森を利用する取組 県産木材を活用し県民への利用を促す取組

(県産材及び木質バイオマスなどの利用、県産材及び木質バイオマスなどの利用方法を習得する機会の創出)

○森で学ぶ取組 小中学校、保育園・幼稚園と連携して森林環境教育を行う取組

(小中学校では、授業の中で継続的(3回以上)に実施)

◇事業主体 NPO、自治会、その他団体

◇交付率 1/2以内、作業委託経費などは10/10以内

◇交付金 500～2,000千円 など

■実績

県民の自主的な森づくり活動を推進する「みーもの森づくり事業（森づくり・資源活用実践事業）」では、H17～R2年度の16年間に562件の取り組みを採択し、約18万3千人もの県民参加を得て、県民主体の森づくりを行うことができました。

みーもの森づくり事業の実績（件数）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	1期計	H22	H23	H24	H25	H26	2期計
森を保全する取り組み	12	9	6	9	2	38	12	14	16	13	15	70
木を利用する取り組み	27	27	12	7	10	83	9	10	8	9	6	42
併用	03	11	10	7	8	39	2	7	3	8	4	24
計	42	47	28	23	20	160	23	31	27	30	25	136

年度	H27	H28	H29	H30	R1	3期計	R2
森を保全する取り組み	19	19	32	34	33	137	9
木を利用する取り組み	6	5	4	7	5	27	4
併用	3	4	5	1	0	13	3
森で学ぶ取組	15	12	10	12	13	62	11
計	43	40	51	54	51	239	27



3 森づくり推進事業

(1) 水と緑の森づくり会議

広く県民の意見を聞き「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として、県民からの公募又は指名による委員（1期対策10名/年、2・3・4期対策7名/年）で構成する「水と緑の森づくり会議」を開催しています。

<役割>

水森会議では、次に掲げる事項について討議します。

- 「水と緑の森づくり」において、県民のアイデアを活かすこと。
- 「水と緑の森づくり」において、県民の参加を促進すること。
- 「水と緑の森づくり」が県内各地で効果的に実施されること。
- その他、「水と緑の森づくり」の着実な推進に関すること。

(2) 森づくり情報発信業務

水森事業の認知度を向上させるため、各種広報の実施。普及啓発イベント開催による県民の意識醸造を図っています。

①季刊誌「みーも通信」を発行

②普及イベントの実施

●島根県各地で開催されている既存イベントなどに出展し、特に子どもやその家族が気軽に参加できて楽しく学べるように、「みーもくん」や「みーなちゃん」が出張して広報活動を展開します。会場でノベルティーを無料配布します。

③ツイッター・フェイスブックによる情報発信（通年）
みーもくんが事業紹介・イベント告知などを行います。



(3) 森林体験イベントの開催

県民の森、ふるさと森林公園をフィールドに、トレッキング、木工教室など体験型の講座を開催し、森林作業に対する県民の意識や理解を深める。

(4) アンケート調査

県民の森林に対する意識や水と緑の森づくりの意識を調査するため、平成 18 年度から県民を対象にアンケート調査を行い、得られた調査結果は、効果的な事業実施を行うために活用しております。

水と緑の森づくり事業（税）を「知っている」もしくは「聞いたことがある」人の割合の推移 (%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総計	42	41	45	48	47	45	45	45	40	42	45
女	33	-	37	44	45	45	43	40	41	40	42
男	55	-	54	54	50	46	48	50	38	44	47

(5) 島根県森林インストラクターの養成、研修

平成 8 年度から、自然観察や森林づくりなどといった体験活動をとおして広く県民に、森林・林業の正しい知識や魅力を伝える活動を行うことを目的に「島根県森林インストラクター」を養成しています。

これまでに 240 名のインストラクターが誕生し、学校での総合学習の時間や、公民館活動、アウトドアイベントなどの体験活動の講師として活躍しています。

島根県森林インストラクター認定状況

年 度	H8	H9	H10	H15	H16	H17	H22	H24	H26	H29	合計
認定数	15	16	14	25	23	16	37	35	23	36	240

(6) しまね森林活動サポートセンター

県民共有の財産である森林を県民全体で支えていくために、行政と企業・団体・個人等の専門的な技術者が協働して森づくりへの県民参加を促進するため、森づくりの専門家を紹介し派遣を行っています。

(7) みーもサマースクールの開催（平成 25 年度～）

県内の子ども達を対象に、森と身近にふれあい、森林の働きやその重要性を学ぶことを通じて、森林に対する理解を深めることを目的に、県内の幼稚園、保育所、学童クラブ、子供会、スポーツクラブ等の団体を対象として 6 月から 10 月の平日に実施しています。

4 森と木を未来につなぐ取組

(1) 高校生に向けた林業就業講座事業

高校生を対象に林業講座や体験実習を通じ、林業を担い手としての進学や就職へつなげる取組を支援します。

◇支援対象 島根県内の高等学校

◇支援対象経費 講師謝金、教材費、賃借料、その他

■実績

事業を開始した令和 2 年度には、県内 14 校を対象に林業就業講座を開催し、約 670 人の参加がありました。

(2) しまねの山をつくる種づくり・苗づくり事業

優秀な林業用種子や苗を安定的に供給するための取組を支援します。

(3) しまねの森と木の魅力を伝える事業

しまねの森と木の魅力を県内外に積極的に発信するとともに、森づくり体験や森林ボランティアの活動拠点の整備を行います。

令和3年度版「県民参加の森づくり事業」の応募の手引き

1. 趣 旨

島根県では、水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林は県民共有の財産という認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを水と緑の森づくり税の目的としています。

この事業では、県民のアイデアと参加を基本としており、新しい森づくりや身近な緑の整備、県産木材を活用したまちづくりなどの活動、森林環境教育に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援し、シンボルキャラクター「みーもくん」が好んで暮らせるようなきれいな森林が増えることを願っています。

2. 交付対象者

次の事項を満たしている自治会、特定非営利活動法人、その他の団体等です。

- (1) 水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解している者
- (2) 県内に事務所を置きかつ県内で活動している者
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められない者
- (4) この事業に関する会計及び経理を明確に行い、報告できる者
- (5) この事業において実施する調査に事業終了後も協力できる者

3. 事業の実施基準

- (1) 実施期間は、以下のとおりとする
 - ・ 森を保全する取組・森を利用する取組：交付金交付決定日～令和4年1月31日
 - ・ 森で学ぶ取組：交付金交付決定日～令和4年3月20日
- (2) 対象森林は国有林を除く
- (3) この事業により得た若しくは得る予定の交付金を団体の運転資金として利用しない
- (4) 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと
- (5) 各種法令に違反していないこと
- (6) 県内で事業を実施すること
- (7) 県産木材はしまねの木認証材とすること
(ただし、資材の調達に急を要するものについては、原木の生産地等について木材市場または素材生産者が証明した証明材も対象とする)
- (8) この事業で発行する印刷物や購入した用具、製品、看板等にはこの交付金による支援を受けていることをかならず明記し、事業のPRに努めること

4. 事業の種類

事業は大きく次の2つに分かれます。(詳細は「県民参加の森づくり事業費交付金交付要綱」別表1参照)

(1) 森を保全・利用する取組

内容及び対象経費	<p>【保全】 県民自らが企画・立案し、実行する森づくり活動です ●植栽・下刈りなどの森づくり活動における資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など ●自分たちではできない地拵えなどの作業の他者への委託経費 ●講師、医療スタッフへの謝金など</p> <p>【利用】 県民自らが企画・立案し、県産の木材を利用して、多くの県民の皆さんに木に親しんでもらう活動です ●公共施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木製品を利用する取り組みに係る経費、移動に伴うバス代など ●自分たちではできない設計・加工などの作業の他者への委託経費 ●講師、医療スタッフへの謝金など</p>
交付の率	<p>1/2 以内</p> <p>【保全】 ただし、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、事前準備等他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内</p> <p>【利用】 ただし、県産の木材代、他者への作業委託、事業 PR 用看板、保険料については 10/10 以内</p>
交付金の下限～上限	<p>50万円～200万円/件</p> <p>継続事業(植栽後の下刈り、竹林伐採後の管理)については2.5万円～5万円(過去1年1事業上限5万円×4年分=20万円)</p>

(2) 森で学ぶ取組(みーもスクール)

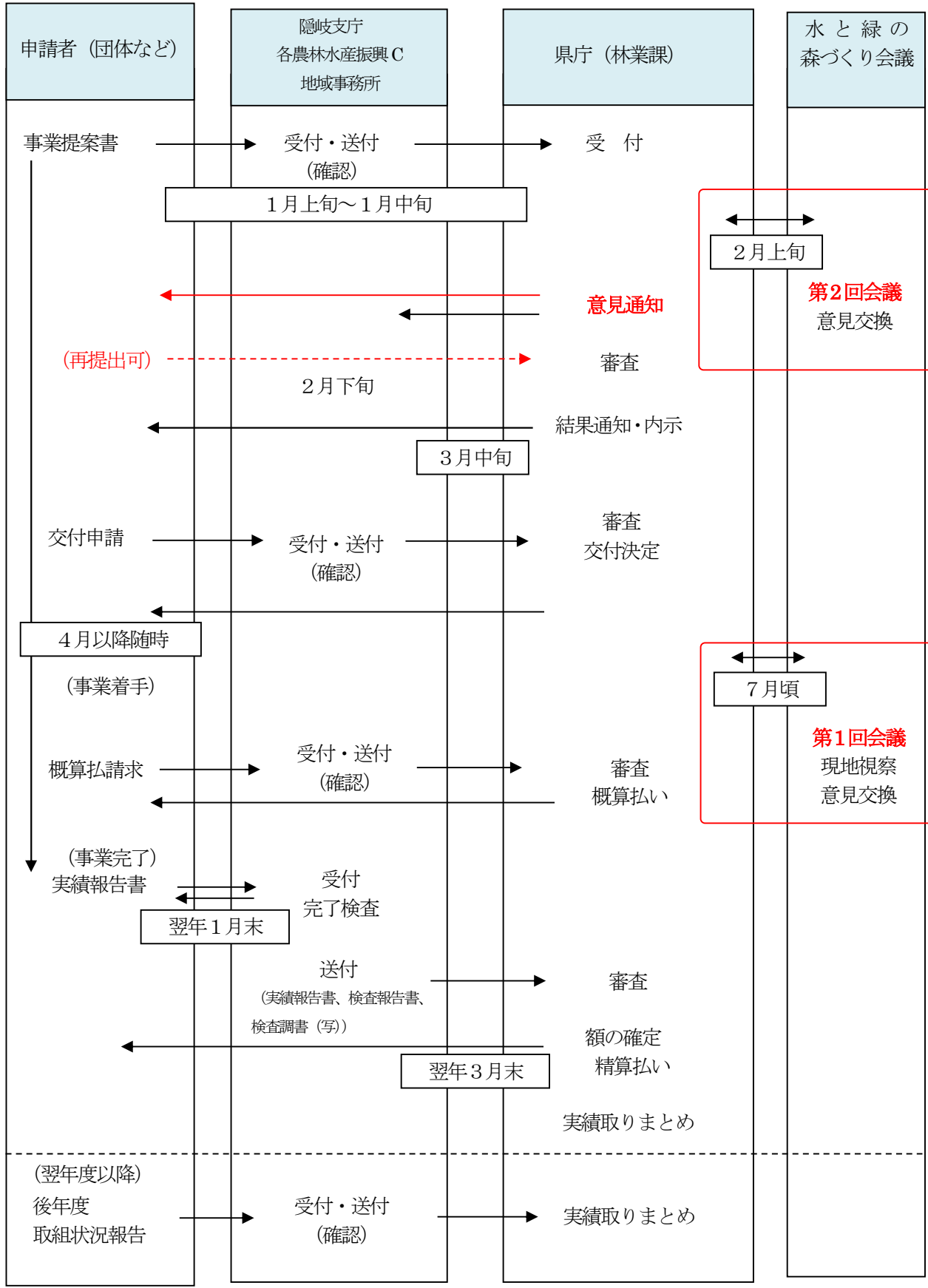
県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です

内容及び対象経費	<p>県民自らが企画・立案し、小中学校で継続的に森林環境教育を行う活動です ●森林環境教育に必要な資材、用具・用品、機械代、移動に伴うバス代など ●講師への謝金、スタッフの賃金 ●1校40万円まで(小中学校では、1校当たり3回以上授業を実施すること)</p>
交付の率	<p>1/2 以内</p> <p>ただし、講師謝金、スタッフの賃金、個人の所有とならない資材、5万円未満の用具・用品・機械、活動場所への移動に伴う経費については 10/10 以内</p>
交付金の下限～上限	<p>20万円～160万円/件(ただし、1校40万円、2校80万円、3校120万円、4校以上160万円)</p>

- ※ 植栽木の育成を目的とする刈り払い(下刈り)を計画する場合は、作業を7月末までに完了させる計画としてください。
- ※ 継続事業とは、過去に県民参加の森づくり事業を実施した団体が交付金を受けた事業内容を継続して実施したり、「集落周辺里山整備事業」や「再生の森事業」で整備した森林の維持管理をするための事業です。
- ※ 専門知識を要する作業や危険な作業などの自分たちではできない作業を他者へ委託することは可能ですが、をご理解いただき、作業の一部は必ず参加者自らで実施することとして提案してください。

事務手続きフロー図

県民参加の森づくり事業費交付金の事務手続きフロー (案)



第2回水と緑の森づくり会議での進め方

水と緑の森づくり会議事務局（林業課）

県民共有の財産であり、未来からの預かりものである緑豊かな森を、県民自らのアイデアと参加で育み、次世代に引き継ぐことを目的とした「県民参加の森づくり事業」（県民提案型事業）については、その事業採択にあたり、事前に水と緑の森づくり会議で御意見をいただくこととしています。

これは、水と緑の森づくり会議委員の皆さんの御意見により、専門的にかたよりがちな「森づくり団体」（提案団体）の取組が、より良い森づくり活動となることを目的としています。

そのため、水と緑の森づくり会議委員の皆さんには、別紙の「意見交換の視点」により、これまでの経験に基づく様々な御意見をいただきたいと思えます。（すべての提案それぞれに御意見をいただく必要はありません。お気づきになった提案にのみ、より良い森づくり活動となるアイデアやアドバイスをお願いするものです。）

なお、補助要件や、適正な事業費かどうかなどの審査は、県民参加の森づくり事業実施要領に基づき事務局で行います。

会議終了後、いただいた御意見は事務局でとりまとめ、「森づくり団体」（提案団体）へ通知します。

アイデア等を踏まえて、再提出された提案を事務局で審査し採択します。

(別紙)

	意見交換の視点	
水と緑の森づくり 会議	ア 多彩な県 民の参加	○本事業の「県民参加」の趣旨を踏まえた不特定多数の県民が参加可能とする工夫
	イ 次世代へ の継承	○森づくりを次世代に引き継ぐ工夫。
	ウ 独創性	○地域の実情や特性に応じた創意工夫・独自性を高める工夫。
	エ 自主性	○自主性を高める工夫。
	オ 波及性	○他団体や異業種、異世代等を巻き込むなどの展開方法、地域への波及方法。
	カ 継続性	○取り組む内容の継続的に行う工夫。
	キ 実現性	○目的に対する事業の実施時期や内容で配慮すべき事項。
	ク 事業 PR	○水と緑の森づくり事業によって行っているとわかる広報の工夫。

資料 4 - 1



緑化センターの主な役割

①優れた林業用種子・穂木の供給



②「ふるさと森林公園」の管理・運営



③緑化見本園の管理と緑化相談の対応



島根県が目指す循環型林業

<林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて>



採種穂園の概要

大きく分けて4カ所

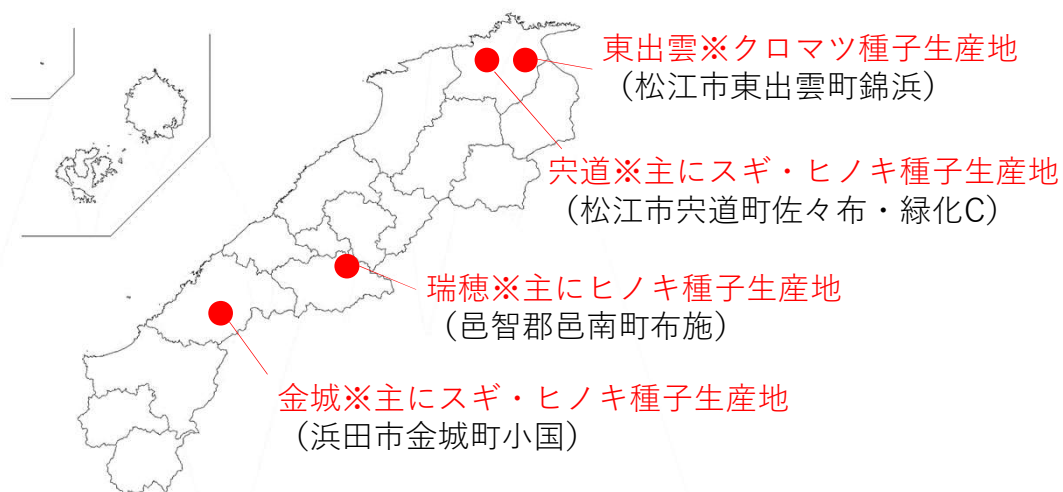




表-1 県営採種園の現況 (ha)

令和2年度末現在

区分	品種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	合計
採種園	精英樹	5.90	1.80	1.14	2.52	11.36
	気象害	1.95	12.89	2.00		16.84
	特定母樹		0.03			0.03
	少花粉		0.20			0.20
	マツノザイセンチュウ抵抗性			1.15	0.69	1.84
	計	7.85	14.92	4.29	3.21	30.27
ミニチュア採種園	小花粉	0.28				0.28
採穂園	精英樹	1.42				1.42
	気象害抵抗性	0.93				0.93
	少花粉	0.02				0.02
	計	2.37				2.37
合計		10.50	14.92	4.29	3.21	32.92

表-2 県営採種園における種子採取量 (kg)

令和2年度

採種園名	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	合計
宍道・東出雲	4.23	18.86	1.49	3.54	28.12
瑞穂	0.12	2.96			3.08
金城	5.78	0.56			6.34
合計	10.13	22.38	1.49	3.54	37.54

水と緑の森づくり事業で導入した充実種子選別機

充実種子とそれ以外を判定し選別する。選別された充実種子は9割に近い発芽率を誇る。結果、コンテナ苗生産者は効率的な一粒播種作業が可能に。



一粒播種によるコンテナ苗生産施設（出雲市斐川町“直江樹苗”）

多粒播種方式や稚苗・幼苗移植方式と比較し、一粒播種方式は播種・移植作業や間引き作業の労務軽減につながる。

左の列：一粒播種 右の列：多粒播種

一粒播種コンテナ苗



島根県立ふるさと森林公園

1 整備目的：

県民に、森林・林業に関する理解を深めてもらうために「多種多様な森林とのふれあいの場」「林業体験活動の場」として、また「保健休養」や「森林学習（教育）の場」として積極的に活用してもらえるよう、島根県・松江市（旧宍道町）の共同により整備が行われた。

2 開園年度：平成5年4月開園

3 所在場所：松江市宍道町佐々布 地内

4 整備面積等：総面積 37.6 ha

うち島根県管理区域：30.4 ha、松江市管理区域：7.2 ha

5 施設概要（管理）等：島根県 …… 学習展示館、多目的広場（遊具）、展望台、管理道、遊歩道、駐車場

松江市 …… 管理棟、コテージ、キャンプ場、グランピング施設

6 公園の利用者数

（単位：人）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
利用者数	284,508	271,265	271,248	265,232	262,468	246,291	226,856

7 問題点等：

開園から26年が経過しており、施設の老朽化をはじめ、植栽木等の生長に伴う被圧・過密化が進行しており、また展望台においては樹木の生長による眺望不良等が発生している。

8 水と緑の森づくり事業：3本柱

1) 森と木を未来につなぐ取組

(1) しまねの森と木の魅力を伝える事業

しまねの森と木の魅力を県内外に積極的に発信すると共に、森づくり体験や森林ボランティアの活動拠点の整備を行う。

(2) 令和2年度実施状況 …… 林内整備：生産の森、シンボルタワー通り、薬木園
支障木伐採：第3展望台周辺、遊歩道

